

令和 8 年 度
医療機関食材料費
高騰対策支援事業

Q & A

令和 8 年 4 月 2 3 日
山口県健康福祉部医務保険課

1 交付対象施設

Q 対象となる施設の要件は。

A 病院及び有床診療所で、申請時点で保険医療機関の指定を受けているものが対象です。ただし、市町が設置する医療機関は対象外です。

Q なぜ、保険医療機関の指定を受けていないと対象にならないのか。

A 厚生労働省告示に定められた額で入院患者へ食事を提供しており、食材料費高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関を対象に支援を行うためです。

Q 申請時点で休止または廃止している医療機関は対象となるのか。

A 対象外です。

Q 支援額の算定対象となる病床数は、どのように数えればよいか。

A 申請時点における許可病床数で申請してください。

Q 申請時点で休床している病床も算定の対象になるか。

A 申請時点で入院患者へ食事の提供を行っていない場合、申請はできません。
食事の提供を行っているのであれば、休床中の病床も含めた許可病床数で申請していただいて構いません。

Q 開設者の本店が県外にある場合でも、申請できるか。

A 山口県内に所在する医療機関については申請できます。一方、開設者の本店が山口県内にある場合でも、県外に所在する医療機関は申請対象外です。

Q 以前に山口県医療機関食材料費高騰対策支援金を受給した実績があるが、今回再び申請して差し支えないか。

A この支援金は令和8年度事業として改めて支給するものです。よって、以前に支援金を受給した実績があっても、申請に差し支えはありません。

2 支援金の申請・交付について

Q いつ支援金は交付されるのか。

A 申請書の受理後、審査を行い、内容に不備がなく適正と認められれば、概ね1か月程度で支援金をお支払いする予定です。

なお、申請内容に確認や補正が必要な場合には、支給に通常より時間を要する可能性があります。

また、申請が極端に集中した場合には、予定より支給が遅れる場合があることをご容赦ください。

Q 法人として医療機関を複数開設している場合、個別に申請するのか。

A 開設者が同じ医療機関については、取りまとめて申請してください。

Q メール・郵送で申請書を提出したが、受付・審査状況が分らず不安です。

A 受付・審査状況等、ご不安がございましたら担当へお問い合わせください。

なお、どのような理由であっても、受付期間中に山口県医務保険課へ到達しなかった申請について給付金をお支払いすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

※メールによる申請については、メールを確認した旨を県から返信します。申請から1週間経っても県からの返信がない場合は、担当へお問い合わせください。

Q 申請後に申請内容の誤りに気づいたが、どのように対応したらよいか。

A 速やかに県医務保険課にご連絡ください。

なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金を受給しようとすることは不正受給行為に当たりますので、絶対にやめてください。

Q 前回までの食材料費高騰対策支援金について申請漏れがあった。今回の申請に合わせて、前回までの支援金について申請できるか。

A 前回までの支援金については既に受付を終了しています。

Q 過去に食材料費・光熱費高騰対策の支援金を受給した実績があり、今回の支援金も同じ口座へ振り込むよう希望する場合、預金通帳の写しは必要か。

A 支援金の振込先として、過去に山口県医務保険課から上記支援金を振り込んだ口座を再度指定される場合、預金通帳の写しは添付不要です。ただし、代表者の変更等で口座情報に変更が生じている場合は添付が必要です。

Q Web口座（無通帳口座・通帳レス口座）への振込を希望する場合、預金通帳の写しを添付できないが、どうすればよいか。

A ネット銀行の口座情報画面など、口座情報（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号、普通・当座の別）が分かるものを添付してください。